

當時のことなれば大名の廓通くわくわがよひなどは少しも珍しくないとは云ふものゝ、仙臺侯の亂行が餘りにひどかつた爲めに、仙臺でもこれを問題にしようかと考へて居たものも有つたらしい。また兼て江戸詰の家來の中にも近ごろ殿が新參者しんざんものを多く近附け、益々御不行迹ふぎやうせきをなざるのは甚だよろしくあるまいとの説を唱へる者もあつたやうである。扱かうなつて來ると伊達家の親類などでも勢いきほひ黙つて居られないで仕方なく綱宗に忠告を試みたものもあつた。此いやな義務を行つた重も大名を云へば先づ水戸の中納言頼房卿は血筋では伊達家とは全く關係がないけれど、綱宗の嫡母ぼの孝勝院かうしようゐんと頼房卿とは共に家康の妾めかけのお勝の方えいしようゐん（英勝院尼）の養子分であるといふ親類關係からして忠告を試みた。また綱宗の姉の片付いた先の筑後國柳川の城主立花左近將監忠忠茂は義兄にあたるといふ親類關係からして忠告を試みた。しかしながら綱宗は誰の意見をも一向聽入れられさうな氣色がない。尤も世間尋常なみの人間でさへ色は思案の外ほかであるなど、云ひ張つて、親や主人の折檻せつかんを絲瓜へちまの皮とも思はないものは珍しくない。まして綱宗は正宗といふ人の血統だけに剛巧りかうで剛情な人物であつたから、他人が何んと云つて説得を試みても、そんなこと位は百も二百も承知して居るといふ風で、なか／＼道樂だうらくがやみさうもない。勿論綱宗は一筋繩ひとすしなはで始末の出来るやうな、そんな脂やにつこい手合てあひではなかつたのである。

そこで萬治三年六月頃には仙臺侯の亂行を幕府でも何とか處置をせねばならぬと老中などの寄合あひの話にも其問題が出ると云ふ噂もあつた。幕府からは表面にも、内々にも沙汰さたなどのあつた譯ではないが、伊達兵部少輔ひやうぶせうぼうと立花左近將監たちばなさこんしやうげんとの二人が家老達を呼んで申すには、先頃より仙臺

侯に對して親類の大名衆幾人もいろ／＼と異見をしたけれど、馬の耳に念佛とやらで更に聽従はるゝ様子が見えぬ。若し此儘に打棄て置くならば幕府から何か沙汰になるかもしれない。もし左様なことに相成て滅地國替の沙汰でもあつては、それこそ伊達家の運命に關はる大問題である。幸に左様の事はないにした所で、若しも幕府から綱宗、此頃の如き亂行にては一國の政治も行届くまい、早く一門親類ども打寄りて相談し、家運の繼ぐやう取計へなどと言付けられた時分には事が頗る面倒になる。それよりは寧ろ此方から隱居にすることを願出で、自由のきかない様にしてしまつた方が、伊達家の家運の爲めによからうと思ふが如何やといふ相談をかけた。此時に仙臺の一門並に老臣悉く江戸の屋敷に集つて色々評議したと云ふ説があるけれどこれも然うでない。此時に江戸に居た家老には茂庭周防と、大條兵庫、それから政事に携はらないけれど片倉小十郎も居た。原田甲斐も居たけれども、まだ家老ではなかつた。仙臺から來て其評定に加はつたのは一門の伊達安藝と伊達彈正とであつた。いづれも兼てより殿の亂行を多少知つて居て、何とかせねばならぬと心配したものの、ことなれば、相談が案外はか取つて、それでは何れにしても早速國許に居る一門家老にも相談せねばなるまいとのことで江戸から仙臺に使者を立てた。此時の使者は里見十左衛門重勝といふものである。こゝに讀む人に注意してもらひたいのは此時分の兵部少輔の位置である。兵部少輔は前にも話した通り正宗朝臣の末子であつたが兄さまの義山公が色々肝煎られて正保元年に幕府に召出され大名に列し斂爵して兵部少輔になり、兄から内分に一萬石を分けてもらつて自分は常に江戸に詰めて居たのみならず、子息市正宗興に上州前橋の城主酒井雅樂頭忠清朝臣の息女をもらつた。此忠清朝臣は其頃幕府の大老職であつたので兵部少輔は恰も大老を後楯にしたやうなものであつた。それ故義山公が歿くなつて今の綱宗侯の世に

なつては兵部少輔は殿の大叔父さきまではあるし、幕府の大老の親類ではあるしと云ふので綱宗に取つては恰も目の上のたんこぶとも云ふべき位置であつて、随分我儘な振舞もあつた。其一例を擧げて曰へば或る時兵部少輔から綱宗に此頃は色々物入りも多いから知行を増して下さるまいかと云ふことを申出でられた。それで綱宗も外ならぬ人の申出であるから聽かずばなるまいと云ふので家老の茂庭周防と同役の奥山大學常辰といふものに此譯を話し何分の詮議をするやうにと申付けた。兩人相談した所が周防が此位で善からうと思ふ所は大學の善からうと思ふ所よりは寡かつた。何んでも大學は八千石で善からうと云ひ周防はもつと少くてもよいと云つたやうに見える。綱宗は先づ周防の申す旨に従つて、この位知行を増して進ぜたらば善からうと云ふことを兵部少輔に内々話した。すると兵部少輔は大の不機嫌であつて、不足の様な様子であつたから綱宗も止むを得ずとう／＼八千石の加増をしたのである。此一事でも兵部少輔の我儘であつたことが分る。扱、仙臺の一門家老悉く城中に集まつたときに里見十左衛門から、立花左近將監、伊達兵部少輔から御相談と云ふことで、其主意を一同に申陳べて云ふには、御相談の儀、外でもない。今度殿の御亂行について、若しも柳營より何等かの御沙汰があつては大事につき我等は親類のこと故、内々相談いたし前以て陸奥守殿に隠居をすゝめ、伊達家の家運の取續くやう致すべしと存ずる。在江戸の家老竝に安藝殿、彈正殿も同意いたされた。ついでには面々の覺悟をも尋ねるが、殿の御隠居は願の通り聞届けらるゝにしてからが萬一柳營より滅地或は國替などの御沙汰があるとも面々異存なく御受けをいたす積りなるや、先づ此事を承り置きたいと御親類からの仰せであると言出した。これは伊達家の家臣に取つては實に一世一代浮沈の境であると申しても善い。随分難儀の瀬戸であつた。

其時、奥山大學一座をきつと見渡して、御家の大事仙藩の存亡今此時に極まつたれ。常は格別、今日の場合と相成れば銘々所存の程、明かに申切りて御國家の無事を謀らねばなりませぬと發言した。しかし誰も口を開かない。奥山は物に怵へぬ男ゆゑ、然らば先づ愚見より申し述べて見んに、御いたはしくも當殿の御隠居を勧め奉るは、これ取りも直さず本藩の安泰を計る爲めではあるまいか、社稷の爲めには君を易ふるも止むを得ないことではあるが、是が爲に滅地國替などの事あつては當殿の御隠居は誠に効なきことに非ずや。其上當殿の御亂行は臣等も薄々承つて誠に恐れ入たる次第とは存ずれども、しかしながら申さば御内行が治まらぬまでの事、東照宮以來當將軍家まで四代、世々御定めありし武家の御法度に犯き御條目に觸れたりといふでもなし。それに何ぞや滅地國替などの沙汰あるべき謂れなしと存ずるなり。然るに柳營の御惡しみ深く是非とも左様な御沙汰あらんには其時こそ仙臺一藩の者共が御家累代の御高恩、近くは貞山利公の中興の御恩澤に報い奉らん爲め身を潔うして死ぬべき時にあらずや。面々の御意見こそ承りたく候へと威丈高になつて申された。そこで銘々も奥山の一言に獎まされて成程奥山氏の申さるゝ所理の當然なり。滅地國替などの御沙汰あらんには一藩の武士、凡そ主君の祿を喰むほどのものは唯生命を投出して國恩に報ゆる外は候はず。此旨を以て御親類に申させたまへと答へた。里見はそれで一旦江戸にかへつたが間もなく再び仙臺に來て老臣に相談いたして云ふには衆議一決の趣たしかに承りたる通り御親類に申上げたところ、更に御親類よりの仰には陸奥守愈々隠居と事極りたらばさしづめ龜千代君御相續あるべき筈なれども、昨年三月御誕生、今年纔に二歳の幼君にて渡らせ玉へば大藩の任覺束なし。されば御世繼の事につきても面々の入札を聞きたく思召すとの事なり。更に御評議ありて然るべしといった。若し龜千代どのが幼稚で大藩

二 入札 選挙。投票によつて人を選ぶ事。  
この場合は、誰を選び立てるかについての意見か。

の主たることが出来ないとするれば、外に血筋のものを立てなければならぬ。老臣もこれはと面を見合はせて溜息をついて居った。處が大學が又言ふに、凡そ大名の家督相續は年齢に依らざること柳營の御大法なり。龜千代君たとへ御幼稚にましますとも正しく貞山公の御嫡流なり。今に至りて故に他人を仰ぎて主とせんこと我等の屑しとせざる處なり。たつて他人を主とすべくば伊達家百萬の臣子、何の面目あつて泉下の貞山公に見ゆべきやと申した。其の言葉がいかにも潔く、いかにも決死の容子が見えたので面々之に同意してさらば其如く御親類に答へたまへと里見に答へた。これは奥山一家の書付にある話で仙藩の人の中にはそんなことは無かつたと云つて居るものもある。どちらが事實であるか分らぬ。しかし原田甲斐などは此時分にはまだ出る幕がなかつたこと丈は間違のないことである。此時は原田はまだ老臣の列には這入つて居らなかつたのである。然るに仙臺侯の御隠居になつたのは原田の取計ひであるやうに云ふのは勿論虚談である。